

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」等の一部改正に伴い、マンションの建替え又は更新をする場合の高さ制限の特例に係る手数料等を定めるものです。

【法令改正の背景】

マンションの高経年化による建物の老朽化と居住者の高齢化という社会情勢等に鑑み、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、その管理及び再生を円滑化するため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の改正が行われました。

また、脱炭素社会の実現に向け、建築物における木材利用の促進等を図るため、既存の建築物への制限の緩和等を見直す建築基準法施行令の改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①耐震性不足等の認定を受けたマンションの建替え又は更新をする場合の高さ制限の特例の許可申請手数料を定めます。
- ②条例で引用している法律の題名を変更します。
マンションの建替え等の円滑化に関する法律
→ マンションの再生等の円滑化に関する法律
- ③条例で引用しているマンションの管理の適正化の推進に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の条項番号を変更します。
- ④その他規定の整備

【施行期日】

- ①、②及び④については、令和8年4月1日
- ③については、公布の日（マンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る変更については、令和8年4月1日）